

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	残留熱除去系（B系）制御用機器の動作確認において、残留熱除去系（A系）の原子炉停止時冷却モード注入弁が自動で閉動作する事象が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅡ	
2	3号機	定期事業者検査「配管肉厚測定検査」の検査対象給水系配管に、判定値外れが認められたため状況調査後、再検査及び対応検討	GⅢ	10月15日再審議 にて グレード変更 GⅡ→GⅢ
3	3号機	定期事業者検査「配管肉厚測定検査」要領書に記載されている検査対象配管の配管仕様データ（材質）に誤記が認められたため、当該検査要領書を改訂後、再検査及び対応検討	GⅡ	
4	4号機	原子炉建屋大物搬入口において、ポンベの搬出作業を行っていた協力企業作業員（1名）が、当該搬入口の扉開閉操作時、扉と扉ストッパの間に左脚を挟み、負傷した。 病院で診察・治療を受けた結果、左足第3中足骨骨折と診断された。今後、原因調査及び対応検討	GⅡ	
5	5号機	サービス建屋換気空調系冷却装置（A）入口温度調整弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
6	5号機	原子炉補機冷却系ポンプ設置エリア局所空調機の結露水排水配管に詰まり及びドレン受け皿に腐食が認められたため、当該配管を点検・清掃及びドレン受け皿を点検・修理	GⅢ	
7	6号機	苛性ソーダ貯槽及び硫酸貯槽下部の排液用配管に著しい腐食が認められたため、当該配管を交換	GⅢ	
8	6号機	タービン建屋主復水器エリア監視用テレビカメラ装置に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	GⅢ	
9	6号機	低圧炉心スプレイ系ポンプ室局所空調機の点検において、冷却装置水室の管板に腐食が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
10	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-47）の点検において、スクラムパイロット電磁弁用端子箱のフレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を点検・修理	GⅢ	
11	6号機	第4給水加熱器（A）凝縮水レベル調整弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
12	6号機	第4給水加熱器（B）凝縮水レベル調整弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
13	6号機	第4給水加熱器（C）凝縮水レベル調整弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	廃棄物処理系高電導度ドレンサンプポンプ（C）のグランド部からの水のリーク量に増加傾向（指1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
15	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（B）の濃縮廃液排出用蒸気入口弁の駆動用空気配管に設置されている空気ろ過器からの排気量に増加傾向が認められたため、原因調査及び対応検討	G III	
16	その他	使用済燃料共用プール設備燃料取扱機的水中カメラ装置に映像不良が認められたため、当該カメラ装置を点検・修理	G III	